

第十回 参議院地方行政委員会會議録第三十九号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)午後五時十九分開会

本日の会議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○公聴会開会に関する件

○委員長(岡本愛祐君) これより地方行政委員会を開会いたします。

今日は地方自治法の一部を改正する法律案を議題に供します。先ず衆議院側の説明を求めます。衆議院議員野村專太郎君。

○衆議院議員(野村專太郎君) 只今提案を願いました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り地方自治法の第百五十八條には都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるために都道府県に置くことのできる局部の定めがございます。

今回の提案はこの規定の一部に変更を加え、東京都における税務行政と港灣行政の能率の処理を図ろうとするものであります。いわゆる任意設置の部に既存の建築局のほか新たに主税局、港灣局二局を掲げて、都は必要に応じて、条例を以てこれらの局を置くことができるようにいたそうというのであります。

現在東京都におきましては、税務行政は財務局の主税部が管掌しており、港灣行政は建設局の所管に属し、その港灣部において処理しておりますのでありますが、いずれもその行政の性質、分

量、人的組織、事務機構等各般の實情に鑑み、その円滑な処理と目的達成のために独立の局を設ける必要が感ぜられるのであります。即ち税務について、地方税法の改正に伴い、新たに固定資産評価員を設置すると共に、二十三カ所に都直轄の税務事務所を設置し、税行政の完全円滑なる遂行と、都税収入の確保を図つて来たのであります。

が、都税収入の都財政上に占める地位を三千数百名の職員を擁する税務機構を一層効率的に運営するためには、その機構を独立整備する必要があります。このため、これがために現在の主税部を主税局に昇格せしめ、税務行政の強力な中枢機関となし、徴税機関を一元化し、税務職員の人事管理、予算執行等の迅速化を図ろうというのであります。

又都の港灣行政は昭和十六年東京開港の当初から港灣局制を以て運営したのであります。たゞ、終戦後の港灣の一時の衰勢に基因して局を廃止したのであります。併しながら最近の目覚ましい海運復興の現状に対応して、港灣の緊急整備を必要とする共に、港灣法によつて東京港は重要港灣に指定され、都がその管理者となつたので重要港灣としての管理体制を確立し、以て行政責任を明確にするため、港灣部を昇格して独立の港灣局としようとするものであります。この必要を満たすため地方自治法の一部に所要の改正を加えようとするものであります。

以上が本提案の理由であります。何とぞ御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中田吉雄君 東京都の只今の改正につきましては異論はないわけでありませう。衆議院におきましてこれに関連してこの県のほうの部局の編成について何か御意見はなかつたのですか。私なんかは県のほうでも、第百五十八條に、但し農林部を設けた場合においては農工部を、商工部を設けた場合においては農林部を設けることはできないという規定がありまして、非常に窮屈な点がありまして、これまで自治法の改正以来の経過に鑑みて、これらのことも改正の必要があると思うのであります。が、それらの意見も出ずに、これだけに賛成したことになつたのですか、その辺の経過をお伺いします。

○衆議院議員(野村專太郎君) 中田委員の只今の御質問は御尤もであります。ただ私たちが、今回各党が共同提案いたしました議員提案の東京都の両部の実情が非常に遷延を許されませんものですが、取りあへず現在の現状からこれを放置することができませんので、一応今回の改正に際してはこれにとどめたわけでありませう。

○委員長(岡本愛祐君) お諮りいたします。はかに御質疑もございませうが、今日はこの程度で散会いたすことに御異議ございませうか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) その前にもう一つお諮りいたしたいことがありませう。

警察法の改正に関する公聴会公述人の選定は委員長、理事に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) ではそういうことにいたします。

それではこれにて散会いたします。午後五時二十五分散会。出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 吉川 末次郎君
委員 石村 幸作君
岩澤 忠恭君
安井 謙君
高橋進太郎君
相馬 助治君
中田 吉雄君
西郷吉之助君
野村專太郎君
常任委員 福永興一郎君
会専門員 武井 群嗣君
会専門員

食糧配給公団廃止に伴う主要食糧配給事務費国庫負担の請願
請願者 岐阜県多治見市議會議員 長谷川亮三
紹介議員 古池 信三君

食糧配給公団の廃止に伴い、主要食糧配給事務はすべて市町村において実施されることになり、従来の転入転出証明の外公団在来の複雑な事務を負担するため、これに要する諸経費はばく大なものと予想されるが、政府案による事務費の負担方法ははたはしく現状を無視しているから、実費計算に基づく適切な負担方法を講ぜられたいとの請願。

第四〇二号 昭和二十六年五月九日受理

行政書士法附則中一部改正に関する陳情
陳情者 大分県玖珠郡森町大字帆足一、五二一 西野正男

さきに実施された行政書士法によれば、同法第一条に規定する業務に三年以上従事している者は登録のみで行政書士の資格を得られるが、そうでない者は一年間の猶予期間を置いて受験しなければならぬと規定されている。しかるに業務年数は三年に至つていないが、補助員として永年同業に従事しているが、身体故障によつて受験できない者もあるから、補助員として満十年間行政書士業に従事し、認可を受けて満一年以上同業に従事している者は、登録によつて行政書士となるよう、行政書士法附則の一部を改正せられたいとの陳情。

五月十九日日本委員会に左の事件を付託された

一、食糧配給公団廃止に伴う主要食糧配給事務費国庫負担の請願(第一八五五号)

一、行政書士法附則中一部改正に関する陳情(第四〇二号)

第一八五五号 昭和二十六年五月十二日受理

第三部 地方行政委員会會議録第三十九号 昭和二十六年五月二十一日(参議院)

昭和二十六年六月一日印刷

昭和二十六年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 行